

登録申請書

添付書類	
1 発見届出済証	5 所持許可
2 製作承認・完了報告	6 申立書
3 輸入()	7 不起訴処分告知書(写)
4 登録依頼書	8 その他の証明書

手数料	
-----	--

受付

種別	長さ(刀剣類) 全長(銃砲)	銘文(ふりがな)	備考
5	cm		
4	cm		
3	cm		
2	cm		
1	cm		

右の刀剣類

火縄式銃砲等の古式銃砲

の登録を申請します。

令和 年 月 日

(申請者)
(郵便番号)

住所
ふりがな

氏名
ふりがな

(代理人)

住所
ふりがな

氏名
ふりがな

電話

電話

東京都教育委員会 殿

〔注意〕

代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。

審査時間の希望欄

第1希望

時 分

第2希望

時 分

第3希望

時 分

※ 審査時間申込みの希望の方法は、裏面に説明があります。

審査会の事前申込みについて

登録審査会の予約

都の登録審査会は**完全予約制**であり、登録申請書もしくはオンラインによる申請が必要です。登録申請書(表面)に必要事項を記入し、下記の提出先まで送付するか、下記リンクよりオンラインで申請ください。

月末※1までに申請いただいた場合、原則、その翌月※2の都庁審査会(銃砲は奇数月)をご案内いたします。

※1 月末が土日祝日に当たる場合、直前の平日(開庁日)となります。

※2 申請が多数の場合、翌月ではなく翌々月の審査を案内する場合がございます。

刀か銃どちらか○で囲む。

日付けは郵送日

「住所・氏名」は発見届出済証の登録申請者と同一の方を記入し、必ずふりがなも記入してください。

代理人が審査会に来る場合は記入(案内文の郵送先もこちらになります。)

平日の日中連絡のとれる電話番号

「審査時間の希望欄」は以下から選択します。

- ① 10:00～11:00
- ② 11:00～12:00
- ③ 12:00～13:00
- ④ 13:00～14:00
- ⑤ 14:00～15:00

受付		送付書類	
1 発見届出済証	5 所持許可	6 申請書	7 不起訴処分告知書(学)
2 製作承認/完了報告	3 輸入()	4 登録依頼書	8 本物の証明書
種別	長さ(刀剣類)	銃文(ふりがな)	備考
5	cm		
4	cm		
3	cm		
2	cm		
1	cm		
第1希望	時 分	第2希望	時 分
		第3希望	時 分

右の欄に「刀」か「銃」を記入し、銃砲の場合は「銃文」を記入してください。

審査時間申込みの希望の方法は、裏面ご説明があります。

警察署で発見届出済証を交付された場合「1」に○。ただし、発見届出済証の同封は不要です。刀(銃)と一緒に保管しておき、審査会当日に、刀(銃)と一緒に持参してください。

刀(銃)1つで1行記入。「種別」は刀・短刀・やり・火縄銃など記入。「長さ」から下の欄は、わかる範囲で記入。「約○○cm」「不明」でも可です。

オンラインでも審査会の予約ができます

アドレス

<https://logoform.jp/form/tmgform/945282>

QRコード



<注意点>

- ・原則として、審査会の午前中は申請者の多い刀剣1、2振の方が対象です。銃砲や複数振の刀剣がある方は審査が午後になります。
- ・申請状況によっては希望時間とならない場合がありますので御了承ください。
- ・刀剣1、2振で午後の時間を希望する場合、待機時間が長くなる場合があります。
- ・審査時間はあくまで目安です。審査会の進捗状況によっては待機時間が長くなり、終了予定時刻を過ぎてしまう場合がありますので御了承ください。
- ・受付されているか、月末間に合うかどうか確認される場合は、必ず月末までにお問合せください。

審査会までの流れ

登録申請書を月末必着となるように下記まで送付。

翌月に入ったら、約1週間ほどの間に、その月に開催する審査会の案内文を郵送します。

審査会当日、案内文で指定された時間までに審査会場にお越しください。

会場で受付を済ませ、刀(銃)の鑑定を行います。「登録可能」であれば、登録証を受けとって終了です。

もし鑑定結果が「登録不可」の場合、警察署に処分等を届け出る必要があります。

書類の提出先

〒163-8001

住所：新宿区西新宿2-8-1

宛先：東京都教育庁地域教育支援部管理課 文化財保護担当

(お問い合わせ先) 電話：03-5320-6862